

高齢者虐待防止のための指針

1. 基本方針

安芸高田市医師会訪問看護ステーション（以下、事業所）は、利用者及び利用者家族の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。事業所の職員は高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有するために、本指針を定めるものとする。

2. 虐待の定義

1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること、また正当な理由もなく身体を拘束すること。

2) 介護放棄

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

5) 経済的虐待

利用者の同意なしに金銭を使用する、または利用者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 高齢者虐待・不適切ケアの未然防止の取り組み

事業所の職員は虐待・不適切なケアを未然に防ぐために、以下の取り組みを実施する。

(1) 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み

(2) 提供する介護サービスの点検と、虐待に繋がりがねない不適切ケアの改善による介護の質を高めるための取り組み

(3) 職員が一体となって権利擁護や虐待防止の意識の醸成と、認知症ケア等に対する理解を高める研修の実施・教育等の取り組み

- (4) 指針及びチェックリストの定期的な見直しと周知
- (5) 職員のメンタルヘルスに関する組織的な取り組み
- (6) 虐待防止検討委員会を設置し定期的に開催、指針およびマニュアルの見直しを行い、結果を周知
- (7) 虐待防止責任者の設置

4. 虐待防止検討委員会の設置

事業所では虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合に、確実に再発防止対策を検討するための、虐待防止検討委員会（以下、委員会）を設置する。

1) 委員会の役割

委員会の開催にあたっては、月1回開催の運営会議内で定期的（年2回以上）に、かつ必要な場合に虐待防止責任者（以下、担当者）が招集し、以下の内容について検討し、結果を職員に周知する。

- (1) 虐待防止のための計画づくり
- (2) 虐待防止のチェックとモニタリング
- (3) 虐待発生時の検証と再発防止の検討

2) 委員会の構成メンバー

- (1) 運営会議の構成メンバー
- (2) 担当者は管理者が務める

※ 地域包括支援センターの社会福祉士等と適宜、情報共有する

3) 担当者の責務

- (1) 虐待内容及び原因の解決策の責務
- (2) 虐待防止のため当事者との話し合い
- (3) 虐待防止に関する一連の責任者
- (4) 利用者からの虐待通報受付
- (5) 職員からの虐待通報受付
- (6) 虐待内容と契約者の意向の確認と記録

5. 虐待発生時の対応

1) 虐待の発見及び通報

- (1) 職員は利用者、または職員から虐待の通報があった場合は、本指針およびマニュアルに沿って対応する。

(2) 利用者に対して虐待等が疑われる場合は、管理者に速やかに報告するとともに、管理者は行政機関に報告し、速やかに解決に繋げる。

2) 虐待に対する職員の責務

(1) 居宅における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

(2) 委員会はサービス中において虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに管理者に報告する。管理者は委員会を開催し、速やかに行政機関に通報しなければならない。

6. 職員に対する研修の実施

下記の事項について、新規採用時及び年1回以上研修を行う。

- ①本指針
- ②高齢者虐待の基礎知識
- ③高齢者虐待にまつわる法律・権利擁護
- ④高齢者虐待の早期発見と通報
- ⑤高齢者虐待の現場対応
- ⑥事例検討

7. 指針の閲覧

「高齢者虐待防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者及び利用者家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。